

意見案第4号

新たな外国人材受け入れの適正な実施と多文化共生社会の実現に関する意見書

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が先の臨時国会において成立した。この改正は、我が国全体が直面する人口減少の進展に伴い人手不足が深刻な業種において、新たな在留資格を設け、外国人の就労を可能とする趣旨であるが、一方で、文化や習慣が異なる外国人との多文化共生社会の構築に当たっては、安全・安心な地域コミュニティなどの実現に向け生活環境や就労環境を整備していくことが特に重要であり、国においては、法改正の趣旨等も踏まえ、多文化共生社会に向けた地域の取り組みを積極的に支援する必要がある。

また、地域社会や住民にとって身近な存在である市町村に対しては、多文化共生社会の形成・構築が地域で実現されるよう着実な支援・サポートが求められており、国はその責務を果たさなくてはならない。

よって、国においては、新たな外国人材の受け入れに関する規定の整備や在留資格制度の運用を適正に実施するとともに、地域における外国人との多文化共生社会の円滑な形成を図るため、必要な支援措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨